

七	六	五	四	三	二	一	発	平	省	○							
払	発	方	募	發	用	振	の	法	發	平	行	成	令	国	財		
込		法	入	行	等	替	條	律	行	号	名	成	条	二	第	債	務
金	行		決	方	法	項	及	の		称	称	二	件	十	三	の	省
額		額	の	方	の	び	根			及	及	十	等	七	十	發	告
			法		適	そ	拠			び	び	七	を	年	号	行	示
										記	記	年	次	六	一	等	第

十	十	九	八
三	二	一	
	発	振	額
の 経 利	発	替	低
払 過	行 行	額	
込 利	価	単	
及 子 率	格 日	位	金

振替法の規定による振替口座簿の額の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。平成二十七年六月二十五日

発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

1 + $\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{\left(\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差} \right) \times \text{残存年数}}$

() 別表は式期各総／利号過日零()。に日と)。
と決定期対象発行×支規數同／
よりの額田込い込金算對各期す利に
債對行の發支なる象國象日日期合
を受けた者算込。に次額を松込す。
金の債らでがに額利の第の發は
額國かまでがに額利の率前十經行、

金額によりつに記載して税が源泉徴収され、その利息を当該算式によるも中簿に記録され、その利子を支拂ふ。又は振替口座簿に記録され、その利息を支拂ふ。

十
九
八

十
十
九
八

十
四

者入払元 利象各準入償償
札場利 回国発と札還還
参考金 り債行すの金期
加 支 の対る基額限

利
子

財務大臣から通知を受けた者 日当訂年均買業七銘額（本該正六值參協年柄面別銀單さ月の考会六毎金表行利れ二单統が月の額の利た十利計發二基百と回場三利值表十準円おり合日回表し三利にり）に午りにた日回つとは前へ掲公付はきす、九平載社で、百る訂時成さ債日平円。正以二れ店本成後前十た頭証二のに七平売券十

行各同日日う算と發第
對發じにに。式し行十る金受居にあ者債乗
象行）。支當たに、對号。額け住よるがをじ
。払ただよ各象に
うるしり支國規
へと、算払債定
償き支出期のす
還は払しに支る
期、期たお払發
限そが金い期行
にの銀額てを日
つ翌行を、支後
い営休支次払の
て業業払の期各

行各同日日う算と發第
對發じにに。式し行十る金受居にあ者債乗
象行）。支當たに、對号。額け住よるがをじ
。払ただよ各象に
うるしり支國規
へと、算払債定
償き支出期のす
還は払しに支る
期、期たお払發
限そが金い期行
にの銀額てを日
つ翌行を、支後
い営休支次払の
て業業払の期各

行各同日日う算と發第
對發じにに。式し行十る金受居にあ者債乗
象行）。支當たに、對号。額け住よるがをじ
。払ただよ各象に
うるしり支國規
へと、算払債定
償き支出期のす
還は払しに支る
期、期たお払發
限そが金い期行
にの銀額てを日
つ翌行を、支後
い営休支次払の
て業業払の期各

二十 払込期日 平成二十七年六月二十五日

(別表)									
名称及び記号									

利回第十付 三年国庫十債券	利回第十付 三年国庫十債券	利回第十付 三年国庫十四債券	利回第十付 三年国庫十三債券	利回第十付 三年国庫十二債券	利回第十付 三年国庫十一債券	利回第十付 三年国庫十債券	利回第十付 三年国庫九債券	利回第十付 三年国庫八債券	利回第十付 三年国庫八債券
一 . 一 %	一 . 二 %	一 . 一 %	一 . 三 %	一 . 二 %	○ 八 %	一 . ○ %	一 . 一 %	一 . 三 %	利 率 (年)
日年平 六成 月三 二十 十三	日年平 六成 月三 二十 十三	日年平 三成 月三 二十 十三	日年平 三成 月三 二十 十三	十年平 日十成 二三 月十 二二	日年平 九成 月三 二十 十二	日年平 九成 月三 二十 十二	日年平 六成 月三 二十 十二	日年平 六成 月三 二十 十二	償 還 期 限
七 十五 億 円	百 十 億 円	一 億 円	円 二 百 十 一 億	億 千 円 八 百 十 一	億 七 円 百 九 十 四	九 千 億 二 円 百 八 十	億 五 円 百 六 十 八	円 百 三 十 三 億	発 額 面 行 金 額 (